

令和 5 年 9 月

農 業 委 員 會
總 會 議 事 錄

令和 5 年 9 月 6 日
武雄市農業委員會

令和5年9月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和5年9月6日（水）
(開会) 13時30分 (閉会) 14時00分

2. 場 所 文化会館大集会室B

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席番号	氏名	出席	欠席	議席番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稻富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 経憲	○	
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者

山口和利、永尾 修、小柳 滿、差形勝見、西村栄義、荒川宏文、山口恭広、
岩瀬源吾、古場邦彦、蒲地哲也、小鴻 博、山口 浩、松岡義信、山田鉄男、
下平寅義、樋口英則、中原 位、平川 香、山口良孝、橋口和彦、立川浩吉
(以上21名)

5. 協議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請	4件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請	5件
議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第5号 武雄市非農地証明願	2件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。時間になりましたので、令和5年9月の総会を始めていきたいと思います。本日は、農業委員19人の出席、欠席者0名ということ

で、在任委員の過半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

会長

(農業情勢等の報告等については省略)

ただ今から、令和5年9月の武雄市農業委員会総会を開会します。

今回は、議案第1号から第5号までの審議をお願いします。

本日の議事録署名人に、議事録署名人に、9番 山田義利委員、18番 相原經憲委員を指名します。

それでは、議案審議の前に事務局から報告事項をお願いします。

事務局

8月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会長

事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会長

特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会長

それでは、議案第1号を議題とします。

農地法第3条の規定による許可申請が4件提出されています。

この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号についてご説明させていただきます。資料につきましては、議案書の1ページからになります。

申請番号1番です。権利の内容は所有権の移転になっております。

土地は、〇〇町の田5筆の985m²。譲渡人は、市外に住んでいるため、耕作・管理できない。譲受人は、譲渡の相談があったので、譲り受けて耕作をしたい。ということで申請が提出されています。農地の価格は5筆〇〇円となっています。

申請番号2番。権利の内容は所有権移転。土地は、〇〇町の田2筆の3,805m²。譲渡人は、耕作意欲がないので譲りたい。譲受人は、自宅に近く譲渡の相談があったので、譲り受けて耕作をしたい。ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、10a当たり〇〇円となっています。

申請番号3番、権利の内容は所有権の移転となっております。

土地は、〇〇町の田1筆と畠1筆の1,604m²。譲渡人は、後継者もおらず、耕作する者もいないため譲りたい。譲受人は、譲渡の相談があったので、譲り受けて耕作をしたい。ということで申請が提出されています。農地の価

格につきましては、発生しておりません。

申請番号4番、権利の内容は所有権移転。土地は○○町の田1筆の1, 875 m²。譲渡人は、農業をしていないので、耕作・管理が難しい。譲受人は、現在ハウスきゅうり栽培の研修中であり、当該申請地で栽培を行いたい。ということで農地の価格は、10a当たり○○円となっています。

以上、4件については、全て3つの判断基準を満たしていると判断しています。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 事務局の説明が終わりました。この4件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますがありませんか。

○○番委員 3番は代替え地としてもらった土地であるが、もう耕作が出来なくなり○○さんに作ってもらうように相談して話がついたということです。4番は、ハウス栽培をするため農地を3反購入したが、農協から3反の面積委では少ないと言われたので隣接農地を買うように相談していたらしいということだったので購入するとの事だったので承諾しました。

会長 他にありませんか。無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会長 無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による4件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による4件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が1件提出をされております。この1件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。

申請番号1番。○○町の田2筆の835 m²。農振除外済の土地で、申請事由は高齢で維持管理が困難なため、令和元年に植林した。ということで始末

書添付での申請となっています。農地区分、許可基準の該当事項は議案書記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

会長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会長 特に無いようですので質疑をとどめます。議案第2号農地法第4条の規定による1件の許可申請について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長 異議なしと認めます。よって議案第2号農地法第4条の規定による1件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

《議案第3号 農地法第5条 許可申請》

会長 次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。農地法第5条の規定による許可申請が5件提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号についてご説明をさせていただきます。

申請番号1番、権利の内容は賃借権設定になっております。土地につきましては、○○町の田12筆の面積12,594m²の農振除外済の土地であります。申請理由は、「申請地は武雄北方インターに近く、国道34号線の沿線にあり、キャリアカーでの自動車運搬に適した好立地な土地であるため、店舗兼自動車整備工場を計画する。」ということです。工事完了時期は令和6年10月になっており、農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請番号2番、権利の内容は所有権移転になっております。土地につきましては、○○町の田1筆、畑3筆合計4筆の面積1,917m²、農振除外済の土地であります。申請理由は、「4筆の申請地は現在耕作放棄地であり、今後農地の状態で維持・管理することは大変困難とのこと。そこでこの申請地を譲り受け、資材置場として有効活用したい。」ということです。工事完了時期は令和6年12月31日となっており、農地区分及び許可基準の該当事項

につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請番号3番、権利の内容は所有権移転になっております。土地につきましては、〇〇町の畠1筆面積16m²の土地であります。申請理由は、「この度申請地の北側にある宅地を購入することになり、その土地への進入路になる申請地も一緒に購入してほしい旨、売主から相談を受けたので申請をする。」ということです。工事完了時期は許可後となっており、農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請番号4番、権利の内容は所有権移転になっております。土地につきましては、〇〇町の畠1筆の面積195m²土地であります。申請理由は、「申請人の自宅敷地内に貸家が4棟あり建設当初に比べ世帯人数が増えて慢性的に駐車場が不足している。現在敷地通路に駐車しており、非常に危険な状態のため今回の申請に至った。」ということです。工事完了時期は令和5年10月30日となっており、農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請番号5番、権利の内容は賃借権設定になっております。土地につきましては、〇〇町の田3筆の面積753.15m²の土地であります。申請理由は、「西九州新幹線複線化工事のう回路及び資材置場として一時的に申請する。」ということです。賃借期間は令和7年12月27日までとなっています。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、議案書記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 事務局の説明が終わりました。このうち1番と2番の案件については、8月25日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（〇〇番委員）

はい。それでは、調査委員会の報告を行います。

令和5年8月25日午後1時30分から、A班及び地元農業委員により、武雄市役所3階会議室にて調査委員会を開催し、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請2件について審議しました。

申請番号1番「店舗兼自動車整備工場」について、「申請農地はすべて借地契約される計画だが、申請地の真ん中に走る用悪水路と公衆用道路についてはどうするのか？」という質疑がありましたが、代理人から「用悪水路と公衆用道路については、現在建設課に占用許可申請を提出している。許可後に市と借地契約をする予定」という回答がありました。

また、「西側の水路について、管理はどうするか？」という質疑がありましたが、「地元説明会や土地改良区との協議の結果、造成時に浚渫し法面については張コンをする。清掃については、〇〇の方と地権者2名で行う」という回答がありました。

次に申請番号2番「資材置場」については、「仮設橋について、占用の期間は令和7年3月31日となっているが、その後は更新するのか?」という質疑がありましたが、代理人より「建設課に確認したところ、占用の期間は最長5年とのことなので、5年ごとに更新する形になる」という回答がありました。

以上、質疑等はありましたが、2件の案件について調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

会長 ありがとうございます。調査委員会の報告が終わりましたので3番から5番の案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。何かありませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。
それでは、質疑も無いようですので、質疑をとどめます。

議案第3号 農地法第5条の規定による5件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地法第5条の規定による5件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

—————《議議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）》—————

会長 次に、議案第4号を議題といたします。

議案第4号「武雄市農用地利用集積事業計画（案）」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。1ページをご覧ください。こちらに「令和5年度第6号利用権設定計画（案）」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町なし。

橘町、田、再設定、3件、

4筆、7, 538m²。

朝日町、田、再設定、1件、2筆、2, 615m²。

若木町、武内町、なし。

東川登町、田、新規、1件、1筆、454m²。

西川登町、なし。

山内町、田、再設定、1件、1筆、1,700m²。

北方町、田、再設定、4件、4筆、14,048m²。

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権の解除については、10ページに記載をしておりますので、ご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法、第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

会長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第4号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会長 無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。

議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長 ないようですので質疑を止めます。

議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

《議案第5号 武雄市非農地証明願申請》

会長 次に議案第5号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について2件の証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号について御説明をさせていただきます。議案書の7ページをお開きください。

議案第5号、武雄市非農地証明願申請につきまして、申請番号1番です。土地につきましては、○○町にあります、畑1筆677m²です。平成5年に相続したがそれ以前より放置したままで接道もなく耕作できない状態ということで、自然的荒廃土地でありかつ耕作できなくなつてから10年以上経過し、容易に農地への復元も困難で農地として利用される可能性のない土地の非農地証明事務処理要領の4号に該当するものであります。

申請番号2番につきまして、土地は○○町にあります、牧場1筆1,729m²です。昭和30年代に牧場として整備したが、その後昭和40年頃牛の飲み水を確保するために、ため池を作った。ということで非農地証明事務処理

要領の該当事項 5 号に該当するものであります。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第 5 号について、地元委員さんの補足説明があれば、それを受けながら質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので、質疑をとどめます。
議案第 5 号、2 件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 5 号 武雄市非農地証明 2 件について原案どおり証明することに決しました。

—————《閉　　会》—————

会 長 それでは以上をもちまして、本日の議案については、すべて終了しました。
これをもちまして、令和 5 年 9 月の農業委員会総会を終わります。